

お 知 ら せ

R3.2.9

愛媛県中予地方局健康福祉環境部地域福祉課
(089-909-8756)
愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
(089-912-2420)

指定障害児通所支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者に対する 行政処分について

グループ法人の一般社団法人愛キッズ（代表理事 渡部史紀）及び合同会社ANNE I（代表社員 渡部裕子）が、設置する指定障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス3事業所）及び指定障害福祉サービス事業所（就労継続支援2事業所）について、次のとおり指定の一部の効力（新規利用者の受入れ）を3箇月間又は6箇月間停止する行政処分を行ったので、お知らせします。

記

1 被処分者と処分内容

設置者	代表者	サービス種類	事業所名	所在地	指定年月日	処分内容	
一般社団法人 愛キッズ (愛媛県松山市小坂四丁目3番20号)	代表理事 渡部史紀	放課後等デイサービス	多機能型事業所 愛キッズ東温	愛媛県東温市見奈良1429番地20	平成28年3月1日	指定の一部効力停止	新規受入停止 6箇月
		就労継続支援B型	就労支援事業所 Ai-Self	愛媛県東温市南方2733番地	令和2年7月1日		新規受入停止 3箇月
		放課後等デイサービス	放課後等デイサービス 愛キッズ川内	愛媛県東温市南方2733番地	令和2年7月1日		新規受入停止 6箇月
合同会社 ANNE I (愛媛県東温市南方2071番地5)	代表社員 渡部裕子	就労継続支援A型	就労支援事業所 Ai-Work	愛媛県東温市南方2071番地5	平成30年4月1日		新規受入停止 3箇月
		放課後等デイサービス	放課後等デイサービス アソシエ	愛媛県東温市南方2071番地5	令和元年5月7日	新規受入停止 6箇月	

○放課後等デイサービス事業所とは

学校（幼稚園・大学を除く）に就学しており、放課後又は休業日に支援が必要と認められた障害児に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行う。

○就労継続支援事業所とは

一定の条件を満たす障害者に対し、通所により就労機会等を提供し、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、その移行に向けて支援を行う。（A型：雇用契約あり、B型：雇用契約なし）

2 処分年月日 令和3年2月8日

3 指定の一部の効力停止期間

○多機能型事業所愛キッズ東温、放課後等デイサービス愛キッズ川内、放課後等デイサービスアソシエ

新規受入停止6箇月：令和3年2月8日～令和3年8月7日

○就労支援事業所Ai-Self、就労支援事業所Ai-Work

新規受入停止3箇月：令和3年2月8日～令和3年5月7日

4 処分の理由及び根拠

(1)資格専門職(サービス管理責任者等)の不在及び常勤職員の専従義務違反(全事業所)

各事業所のサービス管理責任者等の資格専門職や常勤専従サービス提供職員の配置について、本来の勤務事業所以外の事業所で勤務していた事例に加え、送迎等で勤務時間中に不在となる事例が確認された。(児童福祉法第21条の5の24第1項第10号、障害者総合支援法第50条第1項第10号)

(2)障害児通所給付費及び訓練等給付費の不正受給(愛キッズ東温、Ai-Work、アソシエ)

(1)により職員が欠如した場合の給付費の減算を行わず、関係市町に請求し、障害児通所給付費や訓練等給付費(合計約4,810万円)を不正に受給した。(児童福祉法第21条の5の24第1項第5号、障害者総合支援法第50条第1項第5号)

(3)障がい児等の個別支援計画の未作成等(全事業所)

放課後等デイサービス等の利用計画について、全く作成されていない事例があるとともに、ほとんどの事例で適切な手順で運用されていなかった。(児童福祉法第21条の5の24第1項第10号、障害者総合支援法第50条第1項第10号)

(4)新規事業所指定に係る虚偽申請(Ai-Self、愛キッズ川内)

新規指定申請において、実際に勤務する見込みのない者を申請書類に記載するなど事実を偽って申請書を作成し、指定を受けた。(児童福祉法第21条の5の24第1項第8号、障害者総合支援法第50条第1項第8号)

(5)複数の事業所における不適切な人員配置(全事業所)

関係する複数の事業所において従業員の配置を融通するなど、本来の配置基準を守らず不適切な人員配置を組織的に行っていた。(児童福祉法第21条の5の24第1項第10号、障害者総合支援法第50条第1項第10号)